様式第20号（第２条関係）（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

診療用エックス線装置設置届

令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 静岡県知事　鈴木　康友静岡県東部保健所長 | 様 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管理者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |

　次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 病院又は診療所の名称及び所在地 |  |
| エックス線装置 | 製作者名　　型式　　台数 |
| エックス線高電圧発生装置の定格出力 | 連続短時間蓄放式 | 　　　　kＶ　　　　　　mＡ　　　　kＶ　　　　　　mＡ　　　秒　　　　kＶ　　　　　　μＦ |
| エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 | エックス線管の容器及び照射筒の利用線以外のエックス線量 | 定格管電圧50kＶ以下の治療用エックス線装置 | 接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率1.0 mＧy/時 | 以下・超 |
| 定格管電圧50kＶ超の治療用エックス線装置 | 焦点から１ｍの距離において空気カーマ率10 mＧy/時 | 以下・超　 |
| 接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率300 mＧy/時 | 以下・超　 |
| 定格管電圧125kＶ以下の口内法撮影用エックス線装置 | 焦点から１ｍの距離において空気カーマ率0.25 mＧy/時 | 以下・超　 |
| 上記以外のエックス線装置 | 焦点から１ｍの距離において空気カーマ率1.0 mＧy/時 | 以下・超　 |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | 接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率20mＧy/時 | 以下・超　 |
| 付加ろ過板 | 定格管電圧70kＶ以下の口内法撮影用エックス線装置 | アルミニウム当量1.5㎜ | 以上・未満 |
| 定格管電圧50kＶ以下の乳房撮影用エックス線装置 | アルミニウム当量0.5㎜ | 以上・未満 |
| モリブデン当量0.03㎜ | 以上・未満 |
| 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | アルミニウム当量2.5㎜ | 以上・未満 |
| 透視用エックス線装置 | 透視中の患者への入射線量率 | 患者の入射面の利用線の中心における空気カーマ率50mＧy/分（高線量率透視制御装置が有るものは空気カーマ率125mＧy/分） | 以下・超　 |
| 警告音を発する機能付きの透視時間積算タイマー | 有　　　・　　　無 |
| 焦点皮膚間離隔装置又は照射防止インターロック | 有・無 |
| エックス線照射野の絞り装置 | 有・無 |
| 蛍光板等の受像器の通過エックス線 | 接触可能表面から10㎝の距離において空気カーマ率150μＧy/時 | 以下・超　 |
| 最大照射野を3.0㎝超える部分の通過エックス線 | 接触可能表面から10㎝の距離において空気カーマ率150μＧy/時 | 以下・超　 |
| 被照射体周囲のエックス線遮へい装置 | 有・無 |
| 撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く｡） | エックス線照射野の絞り装置 | 有・無 |
| 定格管電圧70kＶ以下の口内法撮影用エックス線装置 | 焦点皮膚間距離15㎝ | 以上・未満 |
| 定格管電圧70kＶ超の口内法撮影用エックス線装置 | 焦点皮膚間距離20㎝ | 以上・未満 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 焦点皮膚間距離15㎝ | 以上・未満 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置 | 焦点皮膚間距離20㎝ | 以上・未満 |
| 上記以外のエックス線装置 | 焦点皮膚間距離45㎝ | 以上・未満 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置 | 焦点及び患者から２ｍ以上離れた位置において操作できる構造 | 有　・　無 |
| 胸部集検用間接撮影エックス線装置 | 角型照射機能及びエックス線照射野の絞り装置 | 有・無 |
| 受像器の一次防護遮へい体 | 接触可能表面から10㎝の距離において１ばく射につき空気カーマ1.0μＧy | 以下・超　 |
| 被照射体周囲の箱状遮へい物 | 有　　　・　　　無 |
| 遮へい物から10㎝の距離において１ばく射につき空気カーマ1.0μＧy | 以下・超　　(理由) |
| 治療用エックス線装置(近接照射治療装置を除く｡) | ろ過板が引き抜かれたときのエックス線発生を遮断するインターロック | 有・無 |
| エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要 | 天井、床及び周囲の画壁の遮へい措置 | 有・無　　　　　　　　　　(理由) |
| 操作室(場所)と診療室の区別 | 有・無　　　　　　　　　　(理由) |
| 診療室の標識 | 有・無 |
| 使用中の表示 | 有・無 |
| エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の概要 | 注意事項の掲示 | 有・無 |
| 管理区域の設定 | 有・無 |
| 管理区域の標識 | 有・無 |
| 管理区域内の立入りの制限措置 | 有・無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における線量を限度以下とする措置 | 有・無 |
| 入院患者の被ばく防止措置 | 有・無 |
| 放射線診療従事者等の被ばく防止措置 | 有・無 |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量測定器 | 有・無　　　　　　　　　　(理由) |
| エックス線診療に従事する者の氏名等 | 氏名 | 免　許　番　号 | 医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の別 | エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |  |
| 設置年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

　　（注）エックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。